

市民の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染防止対策にかかる

### 南相馬市長メッセージ

まず、市民の皆様におかれましては外出自粛にご協力いただき心から感謝申し上げます。

本市では4月18日の3名の新型コロナウイルス感染症患者発生を最後に、新たな感染者は出ていない状況です。

4月16日に政府の緊急事態宣言が全国一斉に発令されてから一週間が過ぎました。市民の皆様におかれましても、外出自粛による疲れやストレスが溜まりはじめているのではないかと思います。

そんな時は、少し趣向を変えてご友人と電話でおしゃべりを楽しんでもいただくのも一案です。電話代は掛かってしまいますが、何より人の声を聞き会話が弾むことは、外出を控えじっとしているよりも健全で、特に一人暮らしの方への目配り・気配りにも繋がることと思います。

お子さんに関しても 幼稚園や保育園、学校が休園・休校となった上、外で自由に遊ぶことも制限され、窮屈な思いをさせてしまっていることに申し訳ない気持ちでいっぱいです。

そうした市民の皆様の取り組みや努力によって、新たな感染患者が発生しないことに日々胸を撫で下ろすとともに、皆様の努力による成果であると市民の皆様に御礼申し上げます。

加えて市内各事業者の皆様へお願いです。発熱等の症状がある従業員への出勤免除など健康管理の徹底を改めてお願いします。特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業者におきましては、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など最大限の感染症対策をお願いします。

次に、ゴールデンウィーク中のお願いです。例年であればお子さん、お孫さん、友人たちの帰省を楽しみにする方も多いかと思いますが、いかんせん緊急事態宣言中です。市民の皆様の外出を控えていただくとともに、オンライン帰

省でご辛抱願います。

市では市民の皆様からの相談や質問にお答えするため、市コールセンターを開設し、複数台の電話で受け付けしていますが、それでも電話が繋がりにくい状況が続いています。今回の Q & A をご覧いただき、市民の皆様の疑問、質問の解決に繋がれば幸いです。

最後に、1人10万円の給付金については、給付金を一日も早く市民の皆様の手元へ届けるべく、市では人事異動を発令し、人員増など体制を整えました。スピード感をもって対応することを皆様にお約束します。

4月24日正午現在

南相馬市長 門馬和夫

**5月3日(祝)、5日(祝)**

**新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の  
感 染 が 強 く 疑 わ れ る 方**

帰国者・接触者相談センター

【電話番号】0120-567-747  
(24時間受付)

**発 熱 等 の 症 状 が な い も の の  
感 染 が 心 配 な 方 な ど  
そ の 他 の 相 談 窓 口**

一般相談(コールセンター)

【電話番号】0120-567-177

平日 8時30分～21時

土・日曜日、祝日

8時30分～17時15分

## **発 熱 等 ト リ ア ー ジ 外 来 を 臨 時 に 実 施 し ま す**

相馬郡医師会南相馬支部ご協力のもと、ゴールデンウィーク中の5月3日(祝)、5日(祝)に限り、発熱等トリージ外来を臨時に実施します。

### **【診療対象】**

本市に居住する方または本市に所在する事業所等に勤務する方で、37.5度以上の発熱がある高校生以上の方

**【受付方法】**必ず事前に電話で予約してください

**【受付時間】**9時～正午

**【受付電話番号】**0244-22-3185

**【診療時間】**13時30分～15時30分

**【診療場所】**市立総合病院 仮設診療室  
(救急外来駐車場に設置)

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

市では、新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターを開設しており、多くのお問い合わせをいただいています。主な質問事例と回答を紹介します。より詳しい内容は、市ホームページに掲載します。

【問合せ】市コールセンター 電話090-5593-3732・090-5593-9586  
9時～16時（土・日曜日、祝日も対応）

### 問1 市が情報提供している患者情報だけでは不安です。 患者の居住地が公表されないのはなぜですか？

福島県内の患者情報については、県または中核市（郡山市、福島市、いわき市）が、一括して情報を公表することとなっており、本市では県と連携し、迅速かつ正確な情報収集に努め、市ホームページや南相馬チャンネル、チラシ配布等により市民の皆様への情報提供に努めています。

公表する情報が少ないと感じ、不安を抱かれる場合もあるかと思いますが、県は感染拡大防止に必要な情報と患者に対し不当な差別及び偏見が生じないよう内容を精査し、情報を公表しているとのことです。

市では、患者情報に関しては、県が公表した以外の内容について個人情報保護の観点からどうしてもお答えすることができません。ご理解をお願いします。

### 問2 患者の行動歴が公表されないのはなぜですか？

患者の行動歴については、県が一括して情報を公表することとなっています。

厚生労働省の情報の公表に係る基本方針においては、感染者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期の行動履歴等の情報については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する必要があると示されています。市としては、市民の不安解消のため、県に対しより詳細な情報の公開を求めています。

なお、市では社会的に影響の大きい事業所等に対し、感染拡大防止や市民の不安解消のため、事業所名の公表などについて、積極的に対応するように要請することとしています。

### 問3 新型コロナウイルス感染症はどのように感染しますか？ <厚労省HP>

現時点では、飛沫（ひまつ）感染と接触感染の2つが考えられています。

- (1) 飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば など）と一緒にウイルスが放出され、未感染者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。
- (2) 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物（ドアノブ、手すり、スイッチなど）に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。

#### 問4 無症状病原体保持者（症状はないがPCR検査が陽性だった者）＜厚労省HP＞から感染しますか？

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く表れる時期に、未感染者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなるとされています。

したがって、可能性は低いとみられるものの、新型コロナウイルスについては十分解明されていないこともあるため、一般的な感染症対策や健康管理を心がけていただくようお願いします。

#### 問5 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？＜厚労省HP＞

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。厚生労働省によれば、令和2年4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。なお、食品や食事の配膳等を行う場合は、不特定多数の人と接する可能性があるため、接触感染に注意する必要があります。食器も同様に、清潔な取り扱いを含めお気をつけ下さい。

#### 問6 感染を予防するために注意することはありますか。＜厚労省HP＞心配な場合には、どのように対応すればよいですか？

まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。具体的には、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行い、できる限り混雑した場所を避けてください。また、十分な睡眠をとっていただくことも重要です。

また、人込みの多い場所は避けてください。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときはご注意ください。

#### 問7 濃厚接触とはどのようなことでしょうか？＜厚労省HP＞

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあるとされています。①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として1メートル）でマスクをせずに15分以上会話するなど接触があった場合等に濃厚接触と判断されています。

#### 問8 「咳エチケット」とは何ですか？＜厚労省HP＞

咳エチケットとは、咳やくしゃみの飛沫で感染症を他者に感染させないために、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2m）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、感染のリスクを高めるとされています。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。

※問3～8の回答は、4月24日時点で厚生労働省ホームページに掲載されている内容を市が抜粋またはわかりやすく内容を修正および追記等したものです。